

業務委託仕様書

1 業務の名称

燃ゆる感動かごしま国体ボウリング競技リハーサル大会警備等業務（その2）

2 趣旨

この仕様書は、燃ゆる感動かごしま国体ボウリング競技リハーサル大会（以下「大会」という。）の警備等業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 履行期間

令和元年11月1日(金)から令和元年11月4日(月)まで

4 業務の場所・時間

別紙1「業務委託仕様書に係る警備員配置計画表（ボウリングⅡ）」のとおり。

5 業務概要

(1) 警備統括（責任者）業務

- ア 警備計画書（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）の策定
- イ 実施本部事務局等関係機関との連絡調整
- ウ 業務日誌の作成及び指定する実施本部事務局員への報告（業務実施日全て）

(2) 会場警備業務

ア 会場全体の警備

- (ア) 不審者・不審物への警戒（写真等撮影禁止区域内での撮影者への対応及び撮影規制区域等における撮影許可を受けていない者の対応も含む）
- (イ) 大会関係者以外立ち入り禁止区域における規制及び保安
- (ウ) 歩行者の安全管理及び案内・整理
- (エ) 群衆流動時における雑踏整理、誘導、案内、規制等による雑踏事故防止
- (オ) 群衆停滞箇所における過密状態の回避、流入制限及び歩行路等の動線運用確保
- (カ) 施設、仮設物、備品、会場装飾物等の監視及び盗難、損壊等の防止
- (キ) 競技運営を妨害する者及び行為者に対する対応
- (ク) 災害等発生時における避難経路の確保、誘導及び実施本部員の自営消防活動業務の協力（初期消火等を含む）
- (ケ) 競技会場内において発生した事件、事故の状況及び事件、事故が発生する可能性のある状況についての情報収集及び実施本部への情報提供

- イ 競技会場入退場口及び入場規制ゾーンにおける警備
 - (ア) 大会関係者の入場管理
 - (イ) 一般観覧者入場時の待機列管理、割り込み防止、案内広報
 - (ウ) その他競技会場入退場口及び入場規制ゾーンにおける警備に伴う業務
- (3) 夜間警備業務
 - ア 仮設物、備品、会場装飾物等の火災及び盗難・損壊等の防止
 - イ 施設保安のための巡回監視
 - ウ 不審者及び不審物への警戒
 - エ 不法侵入者の防止対策及び排除
 - オ 迷惑駐車車両の排除
 - カ 事故発生時における関係機関・団体への通報
 - キ その他不測事態への対応
- (4) 前各号に掲げるもののほか、履行のために必要な業務

6 配置警備員の条件

配置する警備員は、警備業法（以下「法」という。）及び関係法令に定められた教育訓練を受け、現場活動に熟練度の高い者であること。また、従事する警備員のうち1人を統括責任者として配置すること。統括責任者及び警備員の条件は以下に示す。

(1) 統括責任者及び警備員

現場統括責任者として、警備計画書に基づき担当警備業務を的確に行う。

7 提出書類

(1) 契約締結前に提出するもの

ア 警備契約内容書（法第19条第1項による書面）

(2) 契約締結後に提出するもの

ア 警備契約報告書（法第19条第2項による書面）

イ 契約金額内訳明細書（時間延長時の単価とするため）

ウ 警備計画書（配置図、指揮命令系統図、緊急事態発生時の通報連絡体制図）

エ 配置する警備員の名簿

オ 加入している賠償責任保険の保険証券の写し

(3) 競技における業務完了後に提出するもの

ア 警備業務日誌（受注者が通常業務で使用している様式で可）

イ 業務完了報告書（別紙2）

ウ そのほか実行委員会事務局が指示する書類

8 適用

(1) 範囲

本仕様書は、本業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも業務遂行上必要な事項は、発注者と協議のうえ、受注者の責任において、誠実に履行すること。

(2) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

9 法令、条例等の遵守

本業務の履行に関係する法令、条例等は遵守すること。

10 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務の履行に関する措置

本業務内容及び業務にあたっての留意事項に反し、再三の指摘にも関わらず改善しない場合は、契約書の定めに基づき、本業務の委託を破棄できるものとする。

(3) 機密の保持

受注者は、本業務（業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、鹿児島市個人情報保護条例（平成16年条例第25号）を遵守しなければならない。

11 その他留意事項

(1) 配置する警備員は、無線機等を使用し、相互に連絡を密に取れる体制を整えること。

なお、警備業務実施上必要な物品は、受注者が用意すること。

(2) 警備員は、身なり、言動に注意し、大会関係者及び一般観覧者等に対応すること。

(3) 警備員は、法及び関係法令に定められた制服を着用し、名札を着けて業務に従事すること。

(4) 配置場所までの警備員の交通手段の措置は、受注者が行うこと。なお、交通手段は可能

な限り公共交通機関及び自転車・バイク等を利用し、車で乗り入れする場合は、発注者の承諾を得たうえで、相乗り等の措置を講ずること。

- (5) 受注者は、業務遂行に先立ち、発注者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (6) 警備員配置計画表における配置箇所数は、常時配置箇所数であるため、労働基準法に基づく休憩等のための交代要員を配置すること。なお、警備員の休息・交代等による人事管理及び食事等の手配については、受注者側で実施すること。
- (7) 警備員配置計画表に示す業務時間は予定時間であり、競技時間の延長等により業務時間に変更が生じる場合があるが、柔軟に対応し、業務を遂行すること。
- (8) 業務日ごとの業務終了時刻は、競技時間の延長等により変更が生じる場合があるため、実施本部員の指示によるものとする。
- (9) 配置位置については平常時の体制であり、発注者は混雑に応じて効率的な配置シフト及び警備員の増員を要請する場合がある。
- (10) 警備員数及び業務場所等業務内容に変更が生ずる場合は、その費用も含め別途協議し、処理するものとする。
- (11) 業務開始時間前に中止が決定した場合は、委託料の請求は行わないものとする。
- (12) 競技の終了後、速やかに警備業務日誌（通常業務で使用している様式で可）及び業務完了報告書（別紙2）を発注者に提出すること。
- (13) 受注者は、本業務を実施するにあたって、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。また、万が一の損害賠償に備え、賠償責任保険に加入し発注者の確認を受けらること。
- (14) 受注者は、その責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
- (15) 施設管理者による通常警備との整合性を図ること。